

第 1 1 回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年11月2日(金)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時45分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 5番 江向 信夫

11番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第59号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案 第60号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第61号	農地法第4条の申請について	(4件)
議案 第62号	農地法第5条許可の取消願いについて	(1件)
議案 第63号	農地法第3条の申請について	(2件)
議案 第64号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 16件) (農地中間管理事業 23件)	
議案 第65号	農用地利用配分計画の承認について	(26件)

8. 報告事項

報告 第20号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

事務局	<p>議案第59号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、変更前の土地利用計画図と平面図が2ページと3ページ、変更後の土地利用計画図と平面図が4ページと5ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>申請者が平成30年6月18日付で農地法5条許可を受けた事業計画である建売分譲住宅を当初計画の4区画から3区画に変更するための申請です。</p> <p>議案第59号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請は以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは2番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>変更計画です。5条申請で宅地区画を4区画で申請が出ていたのを、4ページの右側の2区画を1区画に変更したいと来られました。営農への支障や排水の流れは前回と変更はありませんので、問題ないと承諾いたしました。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第59号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請1件について承認を戴きましたので、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第60号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第60号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、44番になります。</p> <p>図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図8ページ、平面図と立面図が9ページ、断面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が用途地域内の農地であるため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、45番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、平面図と立面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が用途地域に近接しているため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のb、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公的施設が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域で、</p>
-----	---

事務局	<p>その規模が概ね10ha未満の区域内にある農地に該当します。許可基準としましては、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第60号 農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは44番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>7ページの字図をご覧ください。申請地の南の方に、○○○○○○○○という農地があるのですが、申請地はこの農地の水取り田でした。○○○○○○○○はもう耕作をしないとの事で、所有者が耕作権を放棄されましたので、譲受人が家を建てられることになりました。隣接者及び地元とも協議をされ承諾も得られております。生活排水も下水道に接続されるとのことで、営農上の問題もないと思い、私も同意いたしました。</p>
議長	<p>44番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、45番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>土地家屋士がお見えになりまして、申請地に家を建てたいということで参られました。区長、生産組合長の確認の印鑑なく、まっすぐ私のところに来られましたので、区長、生産組合長の確認を受けるようにと返しました。その後、再度お見えになりましたので、雨水関係については、既存の水路に流します、生活排水につきましては下水道へ処理するということでした。区長、生産組合長の印鑑もございました。私も問題ないと思い印鑑押しました。ご審議ください。</p>
議長	<p>45番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第60号 農地法第5条の申請2件に</p>

議長	<p>ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第61号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農地法第4条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が15ページ、字図が16ページ、求積図が17ページ、土地利用計画図が18ページになります。</p> <p>申請地は、木須町木須西地区です。</p> <p>申請人が宅地拡張をするための申請です。</p> <p>なお、許可を得ずに転用していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川西地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図と断面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>申請人が駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が用途地域内の農地であるため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、28番になります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページです。</p> <p>申請地は、東山代町川内野地区です。</p>
-----	---

事務局	<p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、一部許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第61号 農地法第4条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、25番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>この案件は、家を建て替えて登記をする際に住宅用地の一部の地目が畑のままなっていたために申請されています。理由として、十数年前、災害復旧で住宅裏の畑の擁壁を工事される時に宅地から下げて擁壁工事をされており、今回、建て替えの時に擁壁までが宅地という誤解が招かれて、登記をする際に確認しましたところまだ地目が変わっていないことがわかり申請をされております。</p> <p>隣接者の印鑑もございましたし、区长、生産組合長の印鑑もございました。私も現場確認しましたところ問題ないので印鑑押しました。審議宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
14番委員	<p>17ページの申請地となっている部分、ここをもう削っているんですね。</p>

12 番委員	そうです。既にここは十数年前に、宅地から下げて擁壁工事が済んでいます。
議長	他に御意見、御質問はありませんか。 <なし> 続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。
13 番委員	案内図をみてわかるように山の中です。もとはミカン園だったところにヒノキを植えておられましたので今回申請をされています。そのため始末書を添付されております。 区長、生産組合長の押印もあり、他に迷惑をかけるところではございませんので私も署名捺印をしております。 ご審議をお願いします。
議長	26番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。
2 番委員	ここは商業地の真ん中でほとんど農地は残っていません。周りは宅地化しています。区長、生産組合長の署名、押印もありました。私も現地を確認して営農の支障になる事はありません。 審議、宜しくをお願いします。
議長	27番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> それでは、28番について担当委員から説明をお願いします。
3 番委員	ここは周りが山林に囲まれており、ほとんど農地もありません。そのため周辺に影響を与えることもないと思います。区長、生産組合長の署名もありました。私も問題ないと思い署名しています。審議をお願いします。
議長	28番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	<p>無いようですので、議案第61号 農地法第4条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第62号 農地法第5条許可の取消願いの申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号 農地法第5条許可の取消願いの申請について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、3番になります。</p> <p>本件は平成30年8月9日に農地法第5条の許可を受けていましたが、本来であれば賃借権の設定の手続きをするべきところを所有権移転での手続きをしまったことが判明したため、本件許可を取り消すための申請です。</p> <p>今後、改めて賃借権の設定のための農地法第5条の手続きを行うこととなっています。</p> <p>議案第62号 農地法第5条許可の取消願いの申請は以上、1件です。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第62号 農地法第5条許可の取消願いの申請1件について承認を戴きましたので、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第63号 農地法第3条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第63号 農地法第3条の申請2件について説明します。</p> <p>議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しな</p>

事務局	<p>いため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>なお77番の株式会社川原畜産が譲受人になる案件につきましては農地所有適格法人要件も満たしております。</p> <p>議案第63号 農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第63号 農地法第3条の申請2件について許可とします。</p> <p>続きまして、議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件について御説明します。</p> <p>議案の6～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が16名で、面積は、田が47,819㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～15ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第64号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業23件について御説明いたします。</p> <p>議案は16～18ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を19～30ページに掲げております。</p> <p>農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は畑が162,175㎡、貸付人は23名となっております。期間はすべて10年となっております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については、以上23件です。</p>
議長	<p>議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業23件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
事務局	<p>すみません。補足をいたします。19番から40番までにつきましては、園地流動化事業で一括に申請されている案件です。</p>
議長	<p>御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第64号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業23件については、</p>

議長	<p>申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第65号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第65号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は31ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者23名が借り受けることとなっております。詳細は、32～34ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上26件です。</p>
議長	<p>議案第65号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第65号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は35ページを御覧ください。</p>

事務局	<p>27番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は貸借の予定であり農地中間管理事業の申請を議案第64号及び第65号として上程しております。</p> <p>28番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は貸借の予定であり農地中間管理事業の申請を議案第64号及び第65号として上程しております。</p> <p>報告第20号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>